

編集・発行

五所川原市農業委員会  
五所川原市字岩木町12  
Tel.0173-35-2111(代表)  
農政係(内線2774)  
農地係(内線2776)

# ごしよがわらし 農業委員会 だより

第50号

2013  
7/1

## さつまいもの苗 植え付け

6月5日、松野木地区の遊休農地活用モデル園にさつまいも苗の植え付けが行なわれました。今年で11年目を迎えたこの事業には「V・C・ウーマン」、「富士幼稚園」、「ひまわり幼稚園」の園児と保護者、「八晃園」、市農業委員及び事務局職員の関係機関から合わせて120名が参加しました。

この事業は遊休農地を活用し、子供たちへの食農教育と、グリーン・ツーリズムの二環として行っています。

斎藤靖裕農業委員会会長のあいさつにつづき、寺田幸光農業振興部長から作業の説明の後、一斉に作業に取りかかりました。



この日は天気恵まれ、園児たちは保護者、農業委員の手助けを受けて、9月の収穫期に大きく育つことを願いながら一本大切に苗を植えていました。





# 農地の売買・貸借・転用に関する Q&A

農業者のみなさんが所有する農地を移動する場合、農業委員会の許可を受けなければいけません。自分の農地だからといって許可を受けずに売買、転用することはできませんのでご注意ください。



**Q1 農地を売買、貸付するためには、どのような手続きが必要ですか？**

**A1** 農地や採草放牧地を売買あるいは耕作の目的で賃貸借する場合は、農地法第3条による許可申請が必要です。このため、農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方は、本庁又は各支所農業委員会で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて50アール以上ないと許可されません。

**Q2 農地を貸し借りしていましたが、相手の都合により解約することになりましたが、どのような手続きが必要ですか？**

**A2** 農業委員会を通して貸借契約している農地を解約する場合は、合意解約の届出が必要となります。このため、賃貸している方、賃借している方の双方は、本庁又は各支所農業委員会へ届出させていただきます。  
なお解約できる条件は、お互いの合意が必要です。

**Q3 自分の農地に家を建てる（転用）ための敷地にしたり、資材置き場や駐車場にするためには、どのような手続きが必要ですか？  
また他人の農地の場合はどうなりますか？**

**A3** 農地の所有者が自分の農地の転用を行う場合には、農地法第4条の許可が、農地の所有者以外のものが他人から農地を買ったり、借りたりして転用する場合は農地法第5条の許可が必要です。  
なお、申請地が五所川原市農業振興地域整備計画の農用地区域の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。

**Q4 許可を受けずに転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合はどうなりますか？**

**A4** 農地法に違反すると厳しい罰則があります。許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用計画どおりに転用していない場合には、工事の中止や現状回復等の命令がなされる場合があります。無断転用した場合には、懲役または300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

# 農地パトロール (利用状況調査)を実施します

農業委員会及び市農林水産課では、昨年に引き続き7月中旬に耕作放棄地現地の調査と利用状況調査を実施します。

この調査は、当市の農地全てを調査することにより無断転用や耕作放棄地及び以前に指導を行った耕作放棄地の状況を把握し、地域の重要な資源である農地を守るための指導対象とすることや、耕作放棄地の再生利用に向けた事業及び「人・農地プラン」の作成活動に結びつけていくために実施します。

調査のため、農業委員や事務局職員等が農地に立ち入る場合もありますのでご理解とご協力をお願いします。

## 【問い合わせ先】

五所川原市農業委員会  
農地係 Tel 35-2111 (内線2776)

# アグリスクール開講

5月25日、五所川原農林高校（佐藤晋也校長）と、農業委員会が連携し開催している、公開講座「アグリスクール」の開講式が行われました。当日の参加者は11名で遠いところでは、三沢市から親子3人で参加した方もおりました。

第1回目の学習内容である、イネを育てよう（田植え体験）の説明を越谷教諭から受けました。

その後参加者は早速、農林高校敷地内の水田に移り、つがるロマンの苗の手植えに挑戦しました。初めての体験で泥の中に足を踏み入れたものの、転びそうになり悪戦苦闘していました。今年のアグリスクールは、県内各地から13人が受講し、11月まで計7回の講座があり、これからアイスクリーム作り体験や石窯で焼くピザ作りなどを通して食と農について学ぶこととなります。



中村教諭から  
真剣にコツを聞く受講生



# 平成25年度補助事業雪害対応分の追加募集のお知らせ

## りんご農家の皆さんへ

今冬の記録的な豪雪により被害を受けた方を対象に、次の事業の募集期間が延長されました。改植を希望される方は農林水産課又は農協へご相談ください。



### ①果樹経営支援対策事業

■事業内容・補助率等  
下表のとおり

#### ■事業の特徴

- ・個人で事業を実施できます。
- ・自力施工ができ、工事費を軽減できます。（改植）
- ・改植前と同じ品種への改植は対象外です。ただし、普通樹からわい化への改植は対象となります。

■申込期間 7月16日(火)まで

■申込先 農協りんご出荷者は出荷のある各農協へ。農協以外の出荷者は農林水産課（内線2516）まで。

事業内容	優良品目・品種への改良 ①りんご → わい化りんごへ ②りんご → 普通樹りんごへ
補助率	①定額（32万円/10a） ②定額（16万円/10a）
実施要件	地続きで2a以上（過去に国庫事業で改植した場合は8年経過していること）
助成対象者	産地計画で位置づけられた担い手農業者（認定農業者及び本人または後継者が70歳未満で果樹経営面積が65a以上の農業者）

### ②果樹未収益期間対策事業

①の補助事業で改植された方（5a以上）を対象に未収益期間中の維持管理経費に対し、10aあたり5万円を4年間一括交付します。

#### ■改植に係る補助金

<例>普通樹（つがる）をわい化（トキ）にした場合（10aあたり）  
①の改植による補助金32万円に加え、5万円×4年間=20万円

■申込期間 7月16日(火)まで

■申込先 農協りんご出荷者は出荷のある各農協へ。農協以外の出荷者は農林水産課（内線2516）まで。



## 各種申請書の受付締め切り日について

当委員会では各種申請書の受付締め切り日を次のように設定しています。

### ◎農地法第4条申請書、第5条申請書

・農地を農地以外のものとして使用する場合

例：住宅建築・車庫・店舗

毎月末日締め切り(末日が市役所閉庁日の場合は翌日)

### ◎農地法第3条申請書、農用地利用集積計画書の同意、競売・公売買受適格証明願

・農地を農地として貸借・売買する場合、競売・公売の入札に参加する場合

毎月5日締め切り(5日が市役所閉庁日の場合は翌日)

### ◎あっせん申出書

・あっせんにより農地を貸借・売買する場合

毎月15日締め切り(15日が市役所閉庁日の場合は翌日)

※許可のポイント、申請から許可までの流れ、必要書類一覧表等については、農業委員会に備えています。

### 【問い合わせ先】

市農業委員会農地係 TEL 35-2111 内線2776

## 総会・部会の開催予定

### ○平成25年7月農地部会・農業振興部会

【7月19日(金)】

場所：五所川原市民学習情報センター

### ○平成25年8月農地部会・農業振興部会

【8月20日(火)】

場所：五所川原市民学習情報センター

※法令により総会・部会等の会議は公開されております。

また、会議録は農業委員会事務局にて閲覧できます。

### 【問い合わせ先】

市農業委員会 TEL 35-2111 内線2772

## 認定農業者の相談

農業委員会では、認定農業者を希望する農業者の方々に対し、「農業経営改善計画認定申請書」の記入方法等について、相談日を設けております。(※金木地区、市浦地区の方は、各支所で受け付けております。)

相談日については、事前の予約が必要となりますので、農業委員会、各支所へ電話にてお申し込みください。※生産調整の達成、未達成は問いません。

## 全国農業新聞の購読を

農業新聞は全国の農業情勢だけではなく、地域農業の話題など、家族の皆様も楽しんでいただける農家のための情報誌です。

●毎週金曜日発行

●B3版8～10頁建

●購読料：月600円

[送料、税込み]

◇購読のお申し込みは、お近くの農業委員または市農業委員会事務局までお願いします



## 農地情報 平成25年7月現在

下記の農地について、受け手を捜しています。価格等の条件は交渉できる場合もあります。農地の位置図もありますので興味のある方は、事務局農地係へご連絡ください。

受付番号	区分	農地所在	地目	ほ場整備	面積(a)	利用状況	10a当り希望価格
35	売渡	持子沢字三原	田	済	139.5	休耕田	55万円 (応相談)
		高野字北原			4.0		
		高野字柳田			53.1		
		前田野目字長峰			18.3		
52	貸付	羽野木沢字隈無	畑		65.8	原野化	標準
61	売渡	原子字紅葉	畑		19.4	休耕田	15万円(応相談)
69	貸付 売渡	毘沙門字上熊石	畑		27.9	休耕田	交渉次第
76	売渡	金木町川倉字田野	畑		11.3	休耕田	30万円
79	貸付	金木町芦野	畑		19.8	休耕田	1万円
80	貸付	梅田字福浦	畑		30.1	りんご	1.2万円
87	交換	藻川字間手川	田	済	138.5	水稲	畑との交換希望
89	貸付	飯詰字狐野	畑		24.9	休耕田	標準
		飯詰字桜田	田	未	31.3		標準
94	売渡	金木町嘉瀬萩元	畑		3.5	休耕田	5.5万円
97	売渡	金木町芦野	田	未	40.8	休耕田	交渉次第
98	売渡	下岩崎字尾花原	田	未	22.05	麦	20万円
		下岩崎字駒返	田	未	19.13	麦	20万円
101	貸付	金木町嘉瀬上端山崎	田	未	30.99	水稲	全部で米4俵
105	売渡	長富字鎧石	田	未	65.0	水稲	交渉次第
107	貸付	小曲字沼田	畑		8.5	休耕田	無償貸与
108	売渡 貸付	神山字山越	畑		63.2	りんご	売渡20～25万
		神山字山越	田	未	73.09	休耕田	貸付交渉次第
117	売渡	金木町嘉瀬駒留	田	有	1.70	水稲	交渉次第
118	売渡	金木町嘉瀬駒留	田	有	3.92	水稲	交渉次第
120	貸付	金木町喜良市坂本	畑		19.17	休耕田	5千円～1万円
121	貸付	金木町喜良市坂本	畑		13.63	休耕田	5千円～1万円
122	貸付	金木町喜良市坂本	畑		13.71	休耕田	5千円
123	売渡 貸付	金木町喜良市坂本	畑		25.90	休耕田	応相談
124	売渡	高瀬字鷹ノ爪	田		25.27	そば	15万円
125	貸付	原子字山元	畑		31.66	休耕田	無償貸与
126	売渡	金木町芦野	畑		9.50	休耕田	応相談
127	売渡 貸付	俵元字松代	田		0.67	休耕	応相談
		原子字紅葉	畑		32.54		
		豊成字田子ノ浦	田		2.15		
128	売渡 貸付	金木町嘉瀬雲雀野	畑		8.41	休耕田	応相談
129	売渡	金木町喜良市弓坂本	畑		19.50	休耕田	応相談
130	売渡	金木町喜良市坂本	畑		10.61	休耕田	応相談
131	貸付	金木町芦野	畑		9.10	休耕田	交渉次第
134	売渡	金木町芦野	畑		15.62	休耕田	交渉次第
135	売渡 貸付	原子字志多	田	有	0.72	休耕	交渉次第
138	売渡	金木町芦野	畑		10.39	野菜	交渉次第
139	売渡	桜田字鴻ノ巣	畑		4.84	休耕田	交渉次第
140	貸付	飯詰字森越	田	有	3.99	転作物	2.7万円(平均的な賃料希望)
141	売買	姥苅字桜木	田	有	39.54	地力増進作物	35万円希望
142	売渡 貸付	毘沙門字中熊石	田	無	59.93	水稲	H26から(応相談)
			畑		6.22	休耕	応相談

※農地を売りたい貸したい方、買いたい借りたい方は、農業委員会にご相談ください。